暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書

太子町暴力団排除条例(平成２５年太子町条例第７号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、また、太子町が発注する業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記のとおり誓約します。

記

１　暴力団排除に関すること

⑴　次のアからウまでに該当しません。

ア　条例第２条第１号で規定する暴力団

イ　条例第２条第２号で規定する暴力団員

ウ　条例第２条第３号で規定する暴力団密接関係者

⑵　契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前号のアからウまでに

該当する者（以下「暴力団等」という。）をその受託者としません。

⑶　前２号に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の太子町長が行う一切の措置につい

て異議を述べません。

⑷　太子町長がこの誓約書の写しを所轄の警察署長(以下「警察署長」という。)に提供すること、太子

町長が警察署長に第１号に関して意見照会すること及び警察署長から得た情報を太子町の他の業務に

おいて暴力団等を排除するために利用することについて同意します。

２　適正な労働条件の確保に関すること

⑴　太子町から業務に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守します。

⑵　契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係

法令の遵守を誓約したものを受託者とし、太子町長の求めがあった場合は、その誓約状況を説明しま

す。

⑶　受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働

条件を確保するために必要な措置を講じます。

⑷　契約の履行に係る業務において、最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致

されたときには、契約の解除、違約金の請求その他の太子町長が行う一切の措置について異議を述べ

ません。

　　年　　月　　日

太 子 町 長 　様

住　 所

（所在地）

氏 　 名

法 人 名

代表者名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

注：受任者が有る場合も必ず代表者名で記載すること

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること

担当者氏名

担当者電話番号

|  |
| --- |
| 太子町暴力団排除条例（平成25年太子町条例第7号） 抜粋 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。⑵　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 ⑶　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。 ア　暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者 イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者 ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (ｱ)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員の威力を利用する行為 (ｲ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為 (ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為 エ　アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者 （以下省略） |

別表（誓約事項２⑴⑵関係）

|  |
| --- |
| 労働関係法令　⑴　労働基準法（昭和22年法律第49号）　⑵　労働組合法（昭和24年法律第174号）　⑶　最低賃金法（昭和34年法律第137号）　⑷　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）　⑸　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）　⑹　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）　⑺　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）　⑻　労働契約法（平成19年法律第128号）　⑼　健康保険法（大正11年法律第70号）　⑽　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）　⑾　雇用保険法（昭和49年法律第116号）　⑿　労働保険の保険料の徴取等に関する法律（昭和44年法律第84号） |